

業 務 委 託 契 約 書

委託者（甲） 長 岡 市

受託者（乙）

上記当事者間において、業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1） 委託番号及び業務の名称

管委第4号 機密文書裁断等処理業務委託

（2） 業務の内容

市庁舎等から廃棄される機密文書の収集及び機密情報の抹消処理

（3） 業務の実施場所

長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市アオーレ長岡本庁舎 等

（4） 業務の実施方法及び基準

別紙「機密文書裁断等処理業務仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託単価（消費税及び地方消費税額を除く。）は、機密文書の種類に応じ、それぞれ次の各号に定めたとおりとする。また、前条の委託期間中における甲が支払う業務の委託料の限度額は、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額 円を含む。）とする。

2 機密文書（市所定の梱包袋に入れ密封してあるもの） 1キログラム当たり 円

3 新聞・雑誌・ダンボール 1キログラム当たり 円

（監督及び検査）

第4条 甲は、業務の適正な履行を確保するため、随時に監督及び検査をすることができる。

（業務の内容の変更）

第5条 甲は、この契約締結後においても、特別の理由があるときは、業務の内容の一部を乙と協議のうえ変更することができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

（法令等の遵守義務）

第6条 乙は、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び業務の実施に係る関係法令の規定を遵守するほか、甲の指示に従わなければならない。

（実績の報告）

第7条 乙は、業務を実施したときは、当月分の裁断等の処理数量の実績その他甲が指示する事

項を翌月の10日までに甲に報告するものとする。

(確認及び検査)

第8条 甲は、前条の規定により乙から業務の成果について報告を受けたときは、確認及び検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 委託料の請求及び支払の方法については、次のとおりとする。

(1) 請求の方法

乙は、甲による前条の確認の完了後、速やかに甲に対し当該確認に基づく裁断等の処理数量に応じた委託料（第3条の規定に基づき算出した額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。）を請求するものとする。

(2) 支払の方法

甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の制限)

第11条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、業務の一部について再委託をすることができる。

2 乙は、前項ただし書の規定による承認を受けて業務を再委託しようとするときは、再委託の相手方に対し、乙がこの契約により個人情報の取扱いに関し負担している業務と同様の義務を負担することを書面により約さなければならない。

3 乙は、甲に対して、前2項の規定により業務の一部を委託し、又は請け負わせた第三者の行為について全責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施に関して取得し、又は知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報を言う。）（以下単に「個人情報」という。）及び甲の秘密に属する情報を他に提供し、又は漏らしてはならない。業務の履行後又はこの契約による委託期間の満了後も、同様とする。

(目的外使用の禁止)

第13条 乙は、個人情報を業務の目的以外の目的に使用してはならない。

(立入検査等)

第14条 甲は、随時に、乙の業務の実施場所において、個人情報の取扱いの状況を確認するための立入検査又は調査を行うことができる。

(事故の報告)

第15条 乙は、業務の実施に関し事故（個人情報に係るものを含む。）が発生したときは、直ちにその内容を甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。

(甲の契約解除権)

第16条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (3) 暴力団員であると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (6) 法人であって、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (7) 法人であって、その役員が第3号から第5号までのいずれかに該当する者であるもの

3 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合に損害を受けたときは、その賠償を乙に請求することができる。

4 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(乙の契約解除権)

第17条 乙は、甲の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除の30日前までに書面により甲に申し出なければならない。

2 甲は、乙が前項の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の10分の1に相当する額を補償として支払うものとする。

(損害賠償)

第18条 第16条第3項に規定するときを除くほか、乙は、この契約に違反したため甲に損害を与えたとき、又は乙の責めに帰する理由により業務の実施に関し甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(持出しの制限)

第20条 乙は、第1条第3号に規定する業務の実施場所（以下「指定場所」という。）以外の場所において業務を実施し、又は指定場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、これらを行うことができる。

(複写等の禁止)

第21条 乙は、甲の許可なく、個人情報の全部又は一部の複写（フロッピーディスク、磁気テープ、光ディスク等への複写を含む。以下同じ。）をし、又は複製をしてはならない。

2 乙は、前項の甲の許可を得て、個人情報の全部又は一部の複写をし、又は複製をしたときは、甲が特に指示した場合を除き、業務の履行後、直ちに、その複写物若しくは複製物を焼却、裁断等により利用できないように処分し、又は複写をし、若しくは複製をした個人情報を消去しなければならない。

(善管注意義務等)

第22条 乙は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって保管し、当該個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務の履行に当たり、個人情報を取り扱う従業者（以下「個人情報取扱従業者」という。）を明確にするとともに、個人情報取扱従業者については、個人情報の適正な取扱いにつき、適切な指導又は教育を受けた者をもって充てなければならない。

3 乙は、業務の履行に当たり、個人情報取扱従業者に対し、個人情報の適正な取扱いにつき随時に、指導及び監督を行うものとする。

4 乙は、業務の履行に当たり、個人情報取扱従業者以外の者に個人情報を取り扱わせてはならない。

5 乙が業務の履行に当たり取り扱う個人情報に特定個人情報（長岡市個人情報保護条例第2条第1項第4号に規定する特定個人情報をいう。）が含まれている場合にあつては、乙は、本契約に定める事項のほか、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会告示第5号）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）に定める事項を遵守しなければならない。

6 前項の場合において、甲は、本契約の締結に当たり、乙の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況その他の特定個人情報の取扱いに係る乙の適性について、あらかじめ、確認しなければならない。

(実施状況の調査等)

第23条 甲は、必要に応じ、随時に業務の実施状況（本契約内容の遵守状況に係るものを含む。）について調査し、乙に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(疑義の決定等)

第24条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

乙